

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月22日（平成28年（行情）諮問第174号）

答申日：平成29年3月15日（平成28年度（行情）答申第794号）

事件名：行政文書ファイル「平成23年度 地域公共交通確保維持改善事業（輸送対策）に係る申請書・報告書・通知書（特定事業者）」等にまとめられた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成25年4月25日付け関総総第40号による一部開示決定及び同第40号の2による不開示決定（以下、併せて「処分1」という。）、同年5月30日付け関総総第86号による一部開示決定及び同第86号の2による不開示決定（以下、併せて「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 平成23年度の協議会について

関東運輸局長が処分1で部分不開示とした「特定協議会B」の委員の役職及び委員の氏名については、下記の理由により開示されるべきである。

ア 協議会は、地域公共交通確保維持改善事業に基づき国土交通省が補助金を交付する手続を定めた「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき設立された組織であり、補助金の交付制度に組み込まれた公共性の高い組織であるから、その委員は特段の事情がある場合を除き、開示されるべきである。また、委員の全ては開示すべきではないとしても、組織において特に責任を負うべき立場の副会長

の情報は開示されるべきである。

イ 不開示とされた3名の委員のうち、2名は沿線代表、1名は利用者代表である。代表とは公に認められた者であるはずであり、3名の代表は沿線住民や利用者等に広く知られた存在と考えられることから、「公開されることにより生命等の危険が予測されるため、沿線住民や利用者等には秘密裡に代表が選出され、現在も秘匿されている」などの特段の事情がある場合を除き、委員の情報は開示されるべきである。

(2) 平成24年度の協議会について

処分2にて開示された文書の中には、協議会の委員の氏名や人数等について記載が無かった。補助金の交付は、各年度について独立して審査等されると考えられることから、協議会の委員の情報が平成23年度の文書に記載されているとしても、これとは別に処分庁は、平成24年度に協議会の委員の情報を取得している可能性があり、当該情報は開示されるべきである。

(3) 平成24年度の損益計算書について

平成24年度の損益計算書は、平成23年度の損益計算書と比較すると、詳細が記されていないものとなっている。処分庁が、平成23年度と同様に平成24年度も「十分に精緻な審査」をしたとするなら、平成23年度と同様に平成24年度についても、処分庁は詳細を記した損益計算書を取得している可能性があり、当該情報は開示されるべきである。

(4) 実施調書について

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金 実施調書 内訳」のうち、「契約の相手方」、「契約金額（変更契約金額を含む）」、「請求金額」、「支払金額」は、補助金の使途に直接に係る情報であるから、開示されるべきである。

また、「最高価格」及び「最低価格」は、「品質と価格のバランス等に配慮して、補助金が適切に使用されているかどうか」の検証に必要な情報であるから、開示されるべきである。

(5) 審査票について

「補助金の額の確定に係る審査票」について、「不開示とすべき最低限の部分」を除いた残りの部分は、開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 地域公共交通確保維持改善事業について

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、交通事業者等に対して補助金等の支援をする制度である。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

諮問庁において、原処分の妥当性について検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 平成23年度の協議会について

処分庁の説明によると、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付申請にあたっては、開示請求時の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）87条に基づき、協議会が策定した生活交通改善事業計画（以下「事業計画」という。）を添付することとなっており、協議会の構成員は、交付要綱3条により以下の者によって構成されるとのことである。

- i) 関係する都道府県又は市区町村
- ii) 関係する交通事業者等
- iii) 地方運輸局
- iv) その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

審査請求人は、特定協議会の副会長を含む2名の沿線代表と1名の利用者代表を公に認められた者であるとの理由から、開示を求めているが、前述の3名は公的機関から選出された公務員に準じた者ではなく、地元沿線に在住又は業務に携わっている者であることから、法5条1号に規定する個人に関する情報であり、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。諮問庁としても処分庁の説明は是認ができ、当該情報を不開示とした原処分は、妥当だと考える。

(2) 平成24年度の協議会について

平成23年度事業では、協議会構成員欄には、組織名等のほか、個人の氏名が記載されたものとなっているが、平成24年度事業には組織名等のみが記載されていることから、審査請求人は、平成24年度事業の協議会の委員の情報等を取得しているはずであると指摘している。

処分庁に確認したところ、事業計画に記載する事項は交付要綱84条1項及び2項により規定されており、委員の氏名等を記載するとの事項はなく、平成24年度の事業計画に記載された内容をもって足りるものである。平成23年度の事業計画に記載された「協議会の構成員」欄は、協議会が補足的に記載したものであり、両事業とも保存している状態で原処分により開示したものであると説明する。

以上の処分庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとまでは言えず、諮問庁としては、当該説明は是認できるものである。

(3) 平成24年度の損益計算書について

平成23年度事業に添付されていた損益計算書は、平成24年度事業に添付されていた損益計算書に比べて詳細な損益計算書が添付されていることから、審査請求人は、平成24年度事業の詳細な損益計算書を取

得しているはずであると指摘している。

処分庁に確認したところ、補助金の交付申請にあたっては、交付要綱 87 条により、補助金交付申請書を提出することとされており、損益計算書は交付申請する際の添付書類として規定されていない。

また、補助金決定の際、交付要綱 85 条 2 項の規定により、補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額を下回る場合、交付の対象としないとしており、この交付要件の適否を確認するため、交付申請書に損益計算書の添付を求めているものであり、平成 24 年度事業の損益計算書をもって交付要件の適否を判断することが可能であり、処分庁においては、平成 23 年度に提出を受けたものと同様の詳細な損益計算書まで求める必要はなく、入手もしておらず、両事業とも保存している状態で原処分により開示したものであると説明する。

以上の処分庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとまでは言えず、諮問庁としては、当該説明は是認できるものである。

(4) 実施調書内訳について

実施調書内訳のうち、i) 「最低価格」、ii) 「契約の相手方」、iii) 「契約金額」、iv) 「請求金額」、v) 「支払金額」は、企業の取引情報並びに内部情報に該当するとして、法 5 条 2 号イに規定する当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから当該情報を不開示としたものである。

当該情報については、いずれも通常公にされていない企業の内部情報であり、開示することにより、法 5 条 2 号イに規定する当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報を不開示とした原処分は妥当と考える。

(5) 審査票について

審査票は、処分庁が実施した現地視察等の結果をとりまとめたものであり、補助金の額を確定する際の資料となるものである。仮にこの審査票を開示した場合、事前に他の事業者等が入手することが可能となり、審査におけるチェックポイントやノウハウ等が露呈され、事業者等が事前に対策を講じることを容易にし、法 5 条 6 号イに規定する正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、開示することは適切でなく、原処分において不開示としたものである。

しかしながら、諮問庁において不開示情報を精査したところ、以下の項目については、その開示により、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは言えないことから、開示すべきと考えられる。

- i) 標題及び各項目の標題
- ii) 事業者名

- iii) 実施年月日
- iv) 審査員
- v) 補助対象事業（工事内容）

3 結論

以上により，諮問庁としては，原処分において不開示とした部分のうち，2（5）i）ないしv）に挙げた情報は開示することが相当と考えるが，それ以外の部分については不開示を維持することが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議
- ④ 平成29年2月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は，別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（本件請求文書）の開示を求めるものであり，処分庁は，別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）をそれぞれ特定し，その一部を法5条1号，2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする原処分（なお，処分庁は，同一日付で一部開示決定と不開示決定を行っているが，実質は，両者を併せた一部開示決定である。）を行った。

審査請求人は，文書2のほかに請求文書2の対象として特定すべき文書があるはずであり，本件対象文書の不開示部分の一部を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，文書2の外に請求文書2に該当する文書を保有しておらず，また，審査請求人が開示を求める部分のうち，補助金の額の確定に係る審査票（以下「審査票」という。）のi）標題及び各項目の標題，ii）事業者名，iii）実施年月日，iv）審査員，v）補助対象事業（工事内容）は開示するものの，その余は原処分が妥当であるとしているので，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性

- (1) 審査請求人は，請求文書1及び請求文書2は，年度違いの同じ文書の開示請求であるにもかかわらず，請求文書2の対象として特定された文書2には，請求文書1の対象として特定された文書1と異なり，

- i) 特定協議会の委員の氏名等が記載された文書がなく、また、ii) 詳細な内容が記載された損益計算書がないので、文書2の外にも請求文書2の対象として特定すべき文書が存在するはずである旨主張する。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 特定協議会の委員の氏名等が記載された文書について

補助対象事業者は、補助金の交付申請に当たり、交付要綱87条に基づき、協議会が策定した事業計画を添付することとされている。事業計画に記載する事項は、交付要綱84条1項及び2項に規定されているが、協議会委員の氏名等を記載することは要求されていない。

審査請求人は、文書1につづられた「平成23年度事業計画」には特定協議会を構成する組織名のほか委員の氏名、役職が記載されているが、文書2につづられた「平成24年度事業計画」には特定協議会を構成する組織名しか記載されていないので、平成24年度事業計画に関して特定協議会の委員の氏名等を記載した文書があるはずである旨主張している。

しかしながら、上記のとおり協議会委員の氏名等は事業計画の必要的記載事項ではなく、「平成23年度事業計画」に記載された委員の氏名等は、事業者が任意に記載したものにすぎず、委員の氏名等の記載のない「平成24年度事業計画」の内容で添付書類として十分であったので、処分庁は、別途特定協議会の委員の氏名等が記載された文書の提出は求めている。

したがって、文書2の外に特定協議会の委員の氏名等が記載された文書は取得しておらず、保有していない。

イ 損益計算書について

交付要綱85条2項の規定により、補助対象経費の額が、交付申請時の直近の決算における鉄道事業の経常利益の額を下回る場合、交付の対象としないとされており、この交付要件の適否を確認するために交付申請書に損益計算書の添付を求めているが、損益計算書の様式は任意である。

審査請求人は、文書1につづられた「平成23年度損益計算書」と文書2につづられた「平成24年度損益計算書」を比較すると、「平成24年度損益計算書」は簡略であるので、別に平成24年度の詳細な損益計算書があるはずである旨主張している。

しかしながら、文書2につづられた「平成24年度損益計算書」の内容で交付要件の適否を判断するに十分であったため、処分庁は、別途詳細な損益計算書の提出は求めている。

したがって、文書2の外に詳細な損益計算書は取得しておらず、保有していない。

ウ 念のため、処分庁に指示して執務室、書庫、倉庫等を探索させたが、文書2の外に請求文書2に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (3) 文書2の外に特定協議会の委員の氏名等が記載された文書や詳細な損益計算書は取得しておらず、文書2の外に請求文書2に該当する文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、関東運輸局において、文書2の外に請求文書2の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、文書2を特定したことは妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分は、文書1の補助金交付決定変更申請書に添付された「平成23年度事業計画」に記載されている特定協議会委員のうち3名（沿線代表2名及び利用者代表）の役職及び氏名（以下「本件不開示部分1」という。）、文書1及び文書2の「補助金実施調書内訳」に記載されている「最高価格」、「最低価格」、「契約の相手方」、「契約金額」、「変更契約金額」、「請求金額」及び「支払金額」（以下「本件不開示部分2」という。）並びに文書1及び文書2の「審査票」のi) 標題及び各項目の標題、ii) 事業者名、iii) 実施年月日、iv) 審査員、v) 補助対象事業（工事内容）を除いた部分（以下「本件不開示部分3」という。）であることが認められる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分1

本件不開示部分1には、特定協議会委員3名（沿線代表2名及び利用者代表）の役職及び氏名が記載されており、これらは一体として各委員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、諮問庁によると、これら3名の氏名は公表されておらず、公表の予定もないとのことであるから、同条ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分に該当するので、同項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示と

することが妥当である。

イ 本件不開示部分 2

諮問庁は、本件不開示部分 2 は、いずれも通常公にされていない企業の取引情報及び内部情報に該当することから、法 5 条 2 号イに規定する当該法人の正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、本件不開示部分 2 の記載内容からすると、諮問庁の同説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分 2 は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 本件不開示部分 3

(ア) 文書 1 及び文書 2 の審査票を見分すると、当該審査票は、補助対象事業全体についての講評等が記載された 1 枚目と工事内容ごとに確認結果等が記載された個票で構成されている。本件不開示部分 3 は、i) 標題及び各項目の標題、ii) 事業者名、iii) 実施年月日、iv) 審査員、v) 補助対象事業（工事内容）を除いた部分であり、別表の 1 欄に掲げる部分である。

(イ) 諮問庁は、本件不開示部分 3 を不開示とすべき理由について、以下のとおり説明する。

審査票は、処分庁が実施した現地視察等の結果を取りまとめたものであり、補助金の額を確定する際の資料となるものである。このうち、本件不開示部分 3 を公にすると、審査におけるチェックポイントやノウハウ等が露呈され、今後同種の現地視察について、事業者等が事前に対策を講じることを容易にし、法 5 条 6 号イに規定する正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

(ウ) 以下、検討する。

本件不開示部分 3 のうち別表の 2 欄に掲げる部分には、補助金の審査を行う際の確認項目や確認書類等が記載されているところ、その内容は通常この種の審査が行われる際の一般的な確認項目や確認書類等にすぎず、特段秘匿すべきものとは認め難い。したがって、当該部分は、諮問庁が説明するように、公にすると正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められず、法 5 条 6 号イに該当しないので、開示すべきである。

他方、本件不開示部分 3 のうち別表の 2 欄に掲げる部分以外の部分には、具体的な審査結果や指導内容等が記載されており、これを公にすると、審査におけるチェックポイントやノウハウ等が露呈され、今後同種の現地視察について、事業者等が事前に対策を講じることを容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。したがって、当該部分は法 5 条

6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、関東運輸局において、文書2の外に請求文書2の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書2を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分以外の部分は同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の2欄に掲げる部分は同号イに該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

請求文書1：行政文書ファイル「平成23年度地域公共交通確保維持改善事業（輸送対策）に係る申請書・報告書・通知書（特定事業者）」のうち、下記①，②の文書

請求文書2：「平成24年度の特定事業者の補助申請に係る文書」を収めた行政文書ファイルのうち、下記①，②の文書

① 行政文書ファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、局が記載した部分の一切

即ち、局が作成した当該ファイルに係る（目録等）及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に局が記載した部分（文書整理ラベルシール他）

② ファイルにまとめられた行政文書の一切

2 本件対象文書

文書1：平成23年度地域公共交通確保維持改善事業（輸送対策）に係る申請書・報告書・通知書（特定事業者）（ファイル背表紙を含む）。

文書2：平成24年度地域公共交通確保維持改善事業（輸送対策）に係る申請書・報告書・通知書（特定事業者）（ファイル背表紙を含む）。

別表（開示すべき部分）

1 本件不開示部分 3	2 開示すべき部分
1 枚目「2.」の表全て	1 枚目「2.」の表の左欄
「個票」に係る頁のうち「1. ①」の表の全て	「1. ①」の表の左欄
「個票」に係る頁のうち「1. ②」の表の全て	「1. ②」の表の全て
「個票」に係る頁のうち「2. ①」の表の全て	「2. ①」の表の左欄
「個票」に係る頁のうち「2. ②」の表の全て	なし